

発議第 1 号

和歌山市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

和歌山市議会会議規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成 30 年 6 月 27 日提出

提出者 和歌山市議会議員

吉 本 昌 純

中 尾 友 紀

宇治田 清 治

姫 田 高 宏

山 本 忠 相

山 野 麻衣子

和歌山市議会会議規則の一部を改正する規則

和歌山市議会会議規則（昭和42年議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第160条第2項に次のただし書を加える。

ただし、緊急を要する場合は、議長が設けることができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。